



奥出雲町 こども計画

第3期 奥出雲町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度
(2025年度～2029年度)

概要版



令和7年3月 奥出雲町



奥出雲町こども計画とは？

趣旨

奥出雲町のまちづくりの理念のもと、奥出雲町で生まれ育つすべてのこどもたちの健やかな成長を願い、子育て家庭の支援に資する施策を計画的に実施することで、多世代が共に育ちあう社会の実現を目指し策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「奥出雲町総合計画」、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、こども大綱及び島根県こども計画を勘案して策定します。奥出雲町のこどもと子育て家庭を中心に全ての人を対象とした計画です。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

H27~H31/R1	R2~R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第1期 奥出雲町子ども・ 子育て支援事業	第2期 奥出雲町子ども・ 子育て支援事業						
		奥出雲町こども計画 (第3期 奥出雲町子ども・子育て 支援事業計画) (本計画)					
		中間見直し					次期以降

計画策定体制

「奥出雲町こども計画」は、計画の対象となるこどもや保護者、子育て支援者等の現状やニーズを踏まえ、専門家及び関係者による会議での議論を重ね、町民の皆様の意見を取り入れて策定しました。

- ①奥出雲町子ども・子育て会議
- ②奥出雲町子ども・子育てに関するニーズ調査の実施
- ③子育て支援施設等へのアンケート・ヒアリング調査の実施
- ④小学生・中学生・若者へのアンケート調査の実施
- ⑤パブリックコメントの実施



計画の基本的な考え方

基本理念

ともに育ちあい、安心してしあわせに暮らせるまち 奥出雲

奥出雲町の豊かな自然環境、先人たちが積み重ねてきた歴史や文化、お互いに顔の見える地域社会は貴重な社会資源です。こうしたなか、こどもが個人として尊重され、適切な養育と教育機会を得ることができ、意見を表明し尊重され、心身健やかに成長できる環境のもと、こどもにとって最善の利益が考慮され、子育てに伴う喜びを実感できる「こどもまんなか社会」を目指し、基本理念を「ともに育ちあい、安心してしあわせに暮らせるまち 奥出雲」と定めます。

奥出雲町では、こどもを「地域の宝」として保護者や家庭を中心に、行政や支援機関、地域社会で支えるまちづくりに取り組んできました。

この計画は、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ、一人一人の健やかな成長のために、家庭をはじめ保育や福祉機関、教育機関、地域や行政が連携して、こどもの育ちや子育てを支援していきます。そして、成長過程にあるこどもを巡る様々な課題に総合的に取り組み、ともに育ちあう「こどもまんなか社会」を目指していきます。



「奥出雲町こども計画」施策の体系

基本理念

ともに育ちあい、安心してしあわせに暮らせるまち
奥出雲

基本目標

1. こども一人一人が
健やかに育つまちづくり

2. 安心して子育てできる
まちづくり

3. 親の育ちを支援し、
生き生きと暮らせる
社会づくり

4. ふるさとに愛着を持ち
心身ともにたくましい
次代を担うひとの育成

5. みんなで支え合う
こどもまんなかの
地域づくり

施策の方向

①質の高い保育と幼児教育の推進

②特別に支援を必要とするこどもや家庭への支援

①放課後児童クラブの充実

②子育て支援事業の充実

③子育て家庭への経済的支援

①子育て相談体制の充実

②家庭の教育力向上に向けた支援

③暮らしと仕事の調和と充実

①こどもの生きる力の育成に向けた
学校教育の充実

②ふるさと教育の充実

③こどもたちの多様な学びの機会の提供

④出会いから縁結びの推進

①安心・安全なまちづくりの推進

②地域でこどもを育てるまちづくりの推進

③こどもの権利を守り、ともに育ち合うまちづくり

「奥出雲町こども計画」の具体的な施策の展開

1. こども一人一人が健やかに育つまちづくり

① 質の高い保育と幼児教育の推進

幼児期における愛着の形成と豊かな遊びと体験（挑戦）を提供する保育環境の充実に努めます。また、生涯の基盤となる幼児教育を提供する研究を行い、認定こども園設置等を通じた教育的環境整備を推進します。

主な施策	○ 就学前教育の充実 ○ 各幼児園の支援体制の充実 ○ 生涯の基礎となる幼児教育の充実
------	---

② 特別に支援を必要とするこどもや家庭への支援

障がい児、医療的ケア児などのこどもと家庭への支援、発達気になるこどもへの包摂的な支援を推進します。また、児童虐待、貧困やひとり親家庭に関する相談、支援を充実するとともに、妊産婦の時期から切れ目のない相談、支援を充実します。

主な施策	○ こども家庭センターの充実 ○ 妊産婦及び乳幼児への支援 ○ 特別支援連携協議会の推進と活用 ○ 子育てサポート会議の推進と充実 ○ 発達相談・発達支援の充実 ○ 要保護児童対策地域協議会の推進と活用
------	---

2. 安心して子育てできるまちづくり

① 放課後児童クラブの充実

小学校再編に伴う放課後児童クラブ再編の必然性から、人数や場所、スタッフの確保など、こどもが安心して放課後に過ごすことのできる運営体制の見直し・改善を図ります。

また、障がい児や発達気になるこどもについては、放課後児童クラブにおけるスタッフの加配等、学校等関係機関との連携や情報共有を図り、一人一人に適した対応を促進します。

主な施策	○ 放課後児童クラブの充実整備
------	---

② 子育て支援事業の充実

乳幼児訪問や相談、交流機会や学びの機会を提供し、保護者・養育者の不安を解消し、安心して子育てできる環境づくり、サポート活動を推進します。

主な施策	○ ファミリーサポートセンター事業の推進 ○ 利用者支援に向けた保育事業の充実 ○ 地域子育て支援センター事業の推進 ○ 新生児家庭への支援 ○ 子育て家庭への支援 ○ 担当課同士の連携強化
------	---

③ 子育て家庭への経済的支援

奥出雲町では、地域ぐるみで子育てを支援し、安心して子育てできる制度として経済的支援に重点的に取り組み、子育て当事者にもそのメリットが実感されています。こうした取り組みを継続するとともに、奥出雲町での暮らしや子育ての豊かさの実感へとつながる情報提供にも取り組んでいきます。

主な施策	○ 経済的負担軽減のための支援事業の充実 ○ 各種支援事業の周知の工夫
------	---

3. 親の育ちを支援し、生き生きと暮らせる社会づくり

① 子育て相談体制の充実

こども家庭センターをはじめ、出産や子育てに関する不安や悩みに関する相談窓口を充実するとともに、健診などの機会や日常のコミュニケーションを通して相談につなぐ支援にも取り組んでいきます。

主な施策	○ 相談窓口機能の充実 ○ 住民への相談体制の周知・広報の推進 ○ 相談へつなぐ支援
------	--

②家庭の教育力向上に向けた支援

こどもを養育し、身近に接する家庭は、こどもの基本的な生活能力や信頼感、自立心を育む上で重要であり、保護者・養育者を中心に、こどもが安心して成長する基盤である家庭の教育力向上に努めます。

主な施策

- こどもと触れ合う機会づくり
- 祖父母やきょうだいを含め家族で学ぶ場や交流する機会づくり

③暮らしと仕事の調和と充実

子育てと仕事の両立についての当事者や職場、地域における理解促進を図り、おおいずも子育て応援事業所等の取り組みを推進します。

主な施策

- 子育てと仕事の両立支援に関する広報・周知
- 父親の育児参加促進
- 子育て支援の充実した職場の支援

4. ふるさとに愛着を持ち、心身ともにたくましい次代を担うひとの育成

①こどもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

幼小中高の継続した教育や体験活動を通して、発達段階や一人一人の実態に応じた指導を行い、基礎的な学力、学ぶ意欲や自ら「学ぶ力」を高めていきます。

また、学校・家庭・地域・行政の連携・協働により、こどもたちが多様な人と関わる学習機会を提供し、自ら社会の未来に向かって主体的に生きる資質・能力を育てます。

主な施策

- 学校・家庭・地域・行政の連携・協働による学習機会の充実

②ふるさと教育の充実

たたら製鉄やそろばんなど、奥出雲町の伝統・文化を活かして取り組んできたふるさと教育をさらに充実します。公民館や地域組織と連携し、伝統行事や伝統的な産業技術の継承、生活文化や景観の保全等の価値を伝え、地域への愛着を育む体制づくりを推進します。

主な施策

- ふるさと教育の充実

③こどもたちの多様な学びの機会の提供

不登校の児童・生徒、ひとり親世帯や困難を抱える家庭環境にあっても、安心して学ぶことのできる環境づくりや相談できる居場所づくりに努めます。

主な施策

- 不登校児童・生徒への支援
- いじめ防止と早期解決への支援
- 生活困窮世帯のこどもへの支援
- ヤングケアラー対策の検討

④出会いから縁結びの推進

若者が出会いから結婚へつながる機会を支援し、結婚の希望を叶える取り組みを関係機関と連携して推進します。

主な施策

- 若者の結婚・子育て支援

5. みんなで支え合うこどもまんなかの地域づくり

①安心・安全なまちづくりの推進

雲南圏域における医療機関との連携を図り、出産・育児において安心できる医療体制の構築に努めます。

また、通学路の安全確保や地域の見守りによる防犯・防災、交通安全の確保に、地域住民や関係機関と連携して取り組みます。住環境については、住宅確保の支援やUIターン者の受け入れなど、若い世代が安心して暮らせる環境整備を推進します。

主な施策

- 地域医療の確保
- 安心して住むことのできる子育て世代向け住宅整備
- 町立病院の体制の充実
- 安心して親子で外出できる施設の整備
- 地域のこども見守り活動の推進
- 各学校区の通学路における安全確保

②地域で子どもを育てるまちづくりの推進

子育てサロンや子育て世代交流活動などの住民主体の活動を支援し、地域全体で子どもを育てるまちづくりを推進します。さらに、身体的・精神的・社会的に困難のある子ども・若者も共に支え合い育ち合う地域社会づくりに取り組みます。

主な施策

- 地域の特色を生かした世代間交流の推進
- 子ども活動や子育てグループへの支援
- 誰も取り残さないまちづくり

③子どもの権利を守り、ともに育ちあうまちづくり

子どもの権利に関して広報・普及を行い、地域全体で子どもを育てる意識を共有し、子どもが意見を表明し、社会に参画し、ともに育ちあうまちづくりを目指します。

主な施策

- こどもの権利に関する広報・普及
- こどもの意見を取り入れたまちづくり



量の見込みと確保の内容

奥出雲町で子どもたちを育てるための教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業において、質・量ともに必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていくための事業を提供することが重要です。

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、求められる「見込み量」と提供する「確保の内容」を明らかにして子ども・子育て支援事業を推進します。

1. 教育・保育施設

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11	確保方策の考え方
1号認定	人/年	10	10	10	10	10	今後、教育・保育を一体的に行う認定子ども園を整備し、保護者の就労状況に関わらず柔軟な受け入れができる施設としていきます。
		10	10	10	10	10	
2号認定	人/年	160	148	136	124	112	
		170	160	160	160	160	
3号認定	人/年	140	135	130	126	122	
		140	140	140	140	140	

●対象年齢と教育・保育

区分	対象年齢	教育・保育の形態	利用施設
1号認定	3～5歳	教育を希望し、保育の必要がない場合	幼稚園、認定子ども園
2号認定 (教育希望)	3～5歳	「保育の必要な事由」があるが、教育を希望する場合	幼稚園、認定子ども園
2号認定	3～5歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定子ども園
3号認定	0～2歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定子ども園

上段：量の見込み 下段：確保の内容

2. 地域子ども・子育て支援事業

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11	確保方策の考え方
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1	こども家庭支援課内に設置した「こども家庭センター」で母子やこどもとその家庭の支援に取り組みます。
		1	1	1	1	1	
利用者支援（妊婦等包括相談支援事業型）	回数	106	109	94	97	91	妊婦1人あたり3回の面接を想定し、妊娠期から子育てまで身近に相談に応じます。
		106	109	94	97	91	
延長保育事業	人/年	70	66	59	66	61	現在町内3つの幼稚園で実施しており、今後も体制を確保します。
		200	200	200	200	200	
放課後児童クラブ	人/年	219	223	213	208	203	小学校再編により、令和8年度から2か所の実施箇所で受け入れを確保します。
		280	280	280	280	280	
子育て短期支援事業（ショートステイ）	人日	10	10	10	10	10	里親等を確保し、保護者の養育が困難なこどもの養育を支援します。
		10	10	10	10	10	
乳児家庭全戸訪問事業	人	36	37	32	33	31	保健師9名により新生児家庭の全戸訪問を実施し、適切なサービスや支援につなげていきます。
		36	37	32	33	31	
養育支援訪問事業	人	10	10	10	10	10	こども家庭センターで対応し、虐待の未然防止等に努めます。
		10	10	10	10	10	
子育て世帯訪問支援事業	人日	50	50	50	50	50	出産・子育てをめぐる不安、育児疲れやヤングケアラー等の課題を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、適切なサポートを行います。
		50	50	50	50	50	
地域子育て支援拠点事業	人日	1,845	1,744	1,575	1,744	1,609	子育て支援センターにおいて、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談の充実を図ります。
	実施箇所数	2	1	1	1	1	
一時預かり	人日	220	208	187	208	191	保護者の緊急時、育児負担の解消、里帰り出産時などに町内の保育施設にて対応します。
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
病児・病後児保育事業	人日	33	31	28	31	28	「ほっとすてい」において、病児・病後児保育の預かり事業を行います。
		480	480	480	480	480	
ファミリー・サポート・センター事業	人日	9	10	11	12	13	依頼会員（おねがい会員）と援助会員（まかせて会員）の登録を促進し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
		500	500	500	500	500	
妊婦に対する健康診査	回数	504	518	448	462	434	各医療機関において、妊婦に適切な健診の機会を提供し、妊娠から出産、育児へと一貫した健康管理を支援します。
	実施場所	各医療機関					
	実施体制	医療機関の体制による					
	検査項目	血液検査等					
	実施時期	妊娠12週～39週まで					
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	人/年	－	1	1	1	1	令和8年度から、当事業の利用希望が生じた場合の実施に向けて検討を行います。
		－	1	1	1	1	
産後ケア事業	人日	34	36	32	32	30	出産後も安心して子育てできるよう支援を充実します。
		34	36	32	32	30	
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	実施予定	実施	実施	実施	実施	実施	児童虐待が疑われるケースについて、要対協等関係者が実態を把握し、再発防止等を目的に支援します。
通級指導教室	実施予定	実施	実施	実施	実施	実施	特別な支援が必要な園児に対して職員の加配を支援し、園児の育ちの充実を図っていきます。

上段：量の見込み 下段：確保の内容

